

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 7

～浜矩子研究科長の総合政策科学研究科からの博士課程指導依頼握りつぶしによる

学問の自由の侵害～

平成29年3月7日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 「総合政策科学研究科からの要請を浜矩子研究科長が違法に握りつぶした」とに関する答弁書に対する認否・反論

1. 被告は、原告が総合政策科学研究所で授業を担当していたこと、同研究科設置の届出書類に原告が授業担当者として記載されていたこと、総合政策科学研究科長から浜研究科長あてに「2013年度 総合政策科学研究科設置科目の担当について」(お願い)と題する書面(乙18)が送付されたこと、浜研究科長が申出を受けられない旨を返答したこと(乙19)は認めている(6頁)。
2. その上で、ビジネス研究科から他研究科への出講は、ビジネス研究科に在籍していることが前提となるから、平成24年度末で退職となる予定の教員について出講を受けられない旨を返答するのは、当然の対応であるとする(6頁・13頁)。
3. しかしながら、既に主張したとおり、平成26年改正前の学校教育法93条1項は「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と定めている。これは、大学の自治の具体的な担い手として「教授会」がその中心となることを明らかにしたものである。重要な事項を審議するための存在という教授会の役割に関する学校教育法93条の規定は憲法による大学の自治の保障の制度的核心を構成するものである。そして被告においても「同志社大学大学院学則」(甲1)において(1)教育研究に関する事項、(2)授業及び研究指導に関する事項、(3)教員の人事に関する事項、(4)学位論文審査に関する事項、(5)学則、研究科諸規程に関する事項は研究科教授会の審議事項とされ(32条2項)、ビジネス研究科においても、(1)教育研究に関する事項、(2)

教育課程に関する事項、（３）教員の人事に関する事項、（４）学則、諸規定に関する事項…（７）研究科長の選出に関する事項、（８）教授会の組織および運営に関する事項は教授会で審議するとされている（乙４）。

4. 他学科である総合政策科学研究科長からの要請については「教育研究に関する事項」「授業及び研究指導に関する事項」「教員の人事に関する事項」などに該当し教授会で審議すべき重要な事項となる。総合政策科学研究科長からの要請（乙１８）は平成２５年１月３０日になされていたのであるから、その後開催された教授会（２月６日（乙１３）・２月１１日（乙１４））において審議をすることは十分可能であった。然るに浜矩子研究科長は、教授会に諮ることをあえてしなかった。これは、同時期に問題となっていた原告の定年延長の提案要件に、これを肯定する方向で影響することを回避するためであった。つまり浜矩子研究科長は、総合政策科学研究科長から次年度の科目担当要請があることを教授会に秘し、教授会に諮ることなく独断でこれを拒否したのである。被告が、次年度の定年延長がなされないことを根拠に拒否をしたと主張するが、はじめから原告の定年延長提案を拒否し原告を排除するという結論ありきで、総合政策科学研究科長からの要請を教授会に諮らずに拒否しているのであり、本末転倒である。

5. 被告は、そもそも原告が総合政策科学研究科で講義を行うことは、雇用契約から生じる義務であって権利又は利益ではないから、同研究科への出講の扱いを理由として不法行為が成立する余地はないとする（１３頁）。

しかしながら、既に主張したとおり、大学教員には公立・私学を問わず教授の自由が保障されるのであり、原告が総合政策科学研究科で講義をすることは学問の自由の保障の核心的な権利・利益である。これを教授会審議によらずに独断で秘密裏に拒否し、総合政策科学研究科における教授の機会を奪ったことは、原告の教授の自由を侵害するものであり違法である。

6. そして、その結果、５年一貫制の博士課程である総合政策科学研究科では、原告からの教授を求めて入学をした学生・国費留学生在が博士課程の途上で原告から教授を突如受けられなくなるという事態が招来された（アミン・アル・ヤコブ（甲１０）・佐藤安弘（甲１１）・切東美子（甲１２））。これを原告から見ると、これらの学生に対して学問を教授をする機会が奪われることとなったのである。このような大学の学生に対する学問の教授という責務と途中で放棄する行為はおよそ許されることではない。浜矩子研究科長は、学問の府としての大学の責務を顧みることなく、原告を排除したい一心で、総合政策科学研究科からの要請を教授会に諮ることなく握りつぶしたのであり、極めて悪質である。

7. 敷衍するに総合政策科学研究科博士課程技術・革新的経営専攻（TIM専攻）は平成２０年５月２８日付で文科省に対し被告理事町名で設置届出がなされている（甲２３の１）。基本計画書（甲２３の２）によると修業年限は５年、入学定員１０名に対し２０名の有資格教授にて５年一貫制マンツーマン教育を行い、高度の学問の教授を行うことが予定されており、平成２１年４月より開設とされている。つまり卒業は２６年３月までである。授業科目の概要（甲２３の４）には原告がシステムダイナミクスを用いる授業科目も含めて担当教員として掲げ

られており、そこには博士課程修了となる5年次までの研究指導が予定されていた。教員名簿(甲23の5)には、原告が9名の専任教授として掲げられており、セオリーアンドプラクティスⅠ～Ⅳ、システムダイナミックス、環境戦略Ⅲ、TIM特殊研究Ⅷ(研究指導)、TIM特殊研究S(合同演習)を担当するとされていた。そしてこの原告を5年一貫制の博士課程の指導教授とすることを含む文科省への届出は大学評議会(甲24)、理事会(甲25)において了承されていた。つまり被告は評議会・理事会の意思決定を経て、原告が5年一貫制の博士課程を開設時入学生が卒業する年次である平成26年3月まで教授・指導にあたることを前提に文科省に届出をし、学生を現に募集し、博士課程の教授を現に開始していたのである。この博士課程の途上で、浜矩子ビジネス研究科科長には、教授会に諮ることなく独断でTIMの依頼を握りつぶす権限など存在するはずはなく、被告の学問の自由に対する侵害であることは明らかである。

8. なおビジネス研究科は修士課程のみを教育する新設の専門職大学院であり、博士課程を指導できる有資格教授はごくわずかしかいなかった。他方、総合政策科学研究科TIM専攻は博士課程であり、その全教員は博士課程の学生を指導するために特別に依頼された有資格教授である。ビジネス研究科と総合政策科学研究科TIM専攻は相互友好協力関係の発展のために努力する旨の合意もなされていた(甲26)。浜矩子研究科長は、同じ大学人として有資格教授の研究・博士課程の教授を支援し、学問の発展に寄与・協力する責務を迫る立場にあった。しかるに逆にその機会を奪うこと自体、学問の自由の侵害である。

第2. 求釈明

浜矩子研究科長は、博士課程である総合政策科学研究科TIM専攻からの原告に対する教授・指導依頼を独断で拒否している。浜矩子研究科長に博士課程や有資格者教授の適正について判断をする資格・能力があったというためには、浜矩子研究科長自身に博士課程指導の資格を有する能力が必要になる。そこで、浜矩子研究科長の最終学歴・博士課程の教授・指導の資格の有無・専門分野の研究論文を明らかにすることを求める。

以 上